

制度の持続可能性の確保等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

1. 障害福祉サービス等事業所の 指定の在り方について

現状・課題

- 障害福祉サービス等の事業者の指定は、障害福祉サービス等事業を行う者の申請により、都道府県知事等が障害福祉サービス等の種類及び事業所ごとに行う一方、支給決定は、原則として、当該支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者の申請により、居住する市町村が行う。
- また、都道府県及び市町村は、障害福祉計画及び障害児福祉計画を定め、その中で障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み等を設定している。
- 事業所の指定に当たっては、指定基準を満たせば指定することが原則であるが、障害福祉計画等の達成（サービス供給量のコントロール）の観点から、生活介護、放課後等デイサービス等については、都道府県知事等は、指定を拒否することができる総量規制の仕組みが設けられている。
- 一方、一般市町村は、障害福祉計画等において必要なサービス見込み量等を定めることとされているにも関わらず、事業所の指定においては、基本的に一般市町村は関与できない仕組みとなっており、利用者の障害特性等のニーズに応じた事業所の適切な整備がなされず、偏在・不足しているケースや、市町村が知らない間に新規事業所の指定が行われるケースも見られる。
この点、介護保険制度においては、都道府県知事の居宅サービスの指定について、市町村協議制や条件付加といった市町村の関与の仕組みを設けている。
※市町村協議制：都道府県知事による訪問介護等の事業者の指定に関して、一定の条件を満たす場合は、市町村長は都道府県知事に協議を求めることができる。都道府県知事はその求めに応じなければならず、市町村長との協議結果を踏まえて、指定を拒否し、又は指定にあたり条件を付すことができる。
※条件付加：都道府県知事による居宅サービス事業者の指定に関して、市町村長が都道府県知事に意見を提出でき、都道府県知事はその意見を踏まえ、指定をする際に条件を付すことができる。
- また、障害福祉計画等の策定の際、各自治体は、地域の障害者・障害児の状態やニーズを適切に把握した上でサービス見込み量を設定することが必要である、との指摘がある。

検討事項（論点）

- 障害福祉サービス等の持続可能性についてどう考えるか。

<論点>

- ・地域ごとの障害福祉サービス等のニーズを適切に踏まえた、事業所の指定の在り方（一般市町村の関与の必要性）について、どう考えるか。

障害福祉サービス等事業所の指定と障害福祉サービス等の支給決定

- 障害福祉サービス等事業所の指定と障害福祉サービス等の支給決定については、計画相談支援等や大都市特例のケースを除き、それぞれの実施主体が異なっている。

			都道府県		指定都市 (児童福祉法は、児童相談所設置市を含む。)		中核市		市町村	
			指定	支給決定	指定	支給決定	指定	支給決定	指定	支給決定
障害者総合支援法	障害者支援施設	施設入所支援	○	×	○	○	○	○	×	○
	障害福祉サービス事業者	居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助等	○	×	○	○	○	○	×	○
	一般相談支援事業者	地域相談支援	○	×	○	○	○	○	×	○
	特定相談支援事業者	計画相談支援	×	-	○	-	○	-	○	-
児童福祉法	障害児入所施設	入所支援	○	○	○	○	×	×	×	×
	障害児通所支援事業者	児童発達支援、放課後等デイサービス等	○	×	○	○	○	○	×	○
	障害児相談支援事業者	障害児相談支援	×	-	○	-	○	-	○	-

障害福祉計画及び障害児福祉計画について

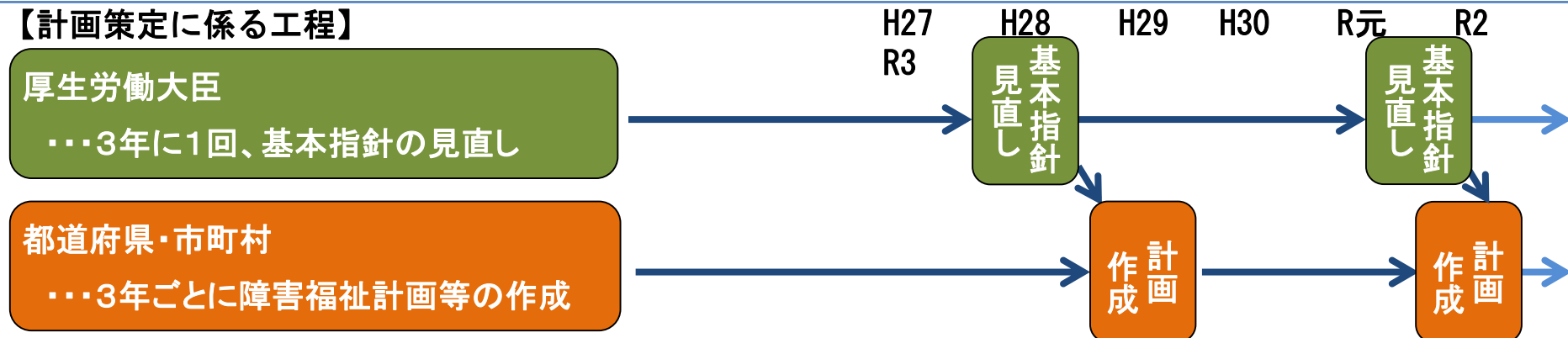
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。（平成18年6月26日告示）
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3～5年度）を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間（児） 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間（児） 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



障害福祉計画と基本指針の基本的な構造について

国の基本指針（障害者総合支援法第87条）

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害福祉計画に関する事項

その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

↑（計画の提出）

市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）

（義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（都道府県の意見を聴く）

（努力義務）

障害福祉サービス等
の見込量の確保方策

医療機関等の関係
機関との連携

（その他の事項）

- ・ 計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・ 計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（計画の提出）

都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

（義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度の指定障害者支援施設の必要
入所定員総数（注）

各年度における都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（努力義務）

区域ごとの障害福祉サービス等
の見込量の確保方策

区域ごとの障害福祉サービス等
に従事する者の確保又は
資質の向上

施設障害福祉サービスの質
の向上

区域ごとの医療機関等の関係
者との連携

（その他の事項）

- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（注）都道府県は、定員や見込量を超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

障害福祉計画におけるサービス見込み量の設定について

- 都道府県・市町村は、障害福祉計画においてサービス見込み量を定めることになっており、具体的なニーズの把握等については基本指針において示している。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

障害福祉サービス等における総量規制

- 都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)には、事業所等の指定をしないことができる。

対象サービス等

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

事業所等から指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

- (1) 既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める区域
における当該サービスの利
用(入所)定員の総数

≥

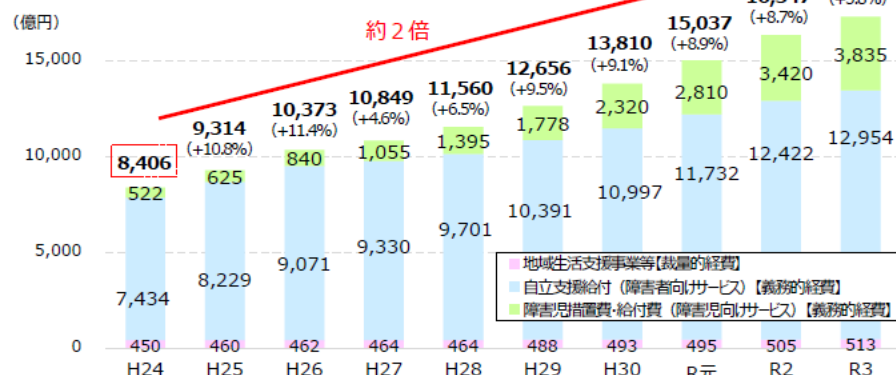
都道府県等の障害者福祉計画・障害児
福祉計画において定める、都道府県等が
定める区域における当該サービスの必要利
用(入所)定員の総数

- (2) その他、都道府県等の障害者福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

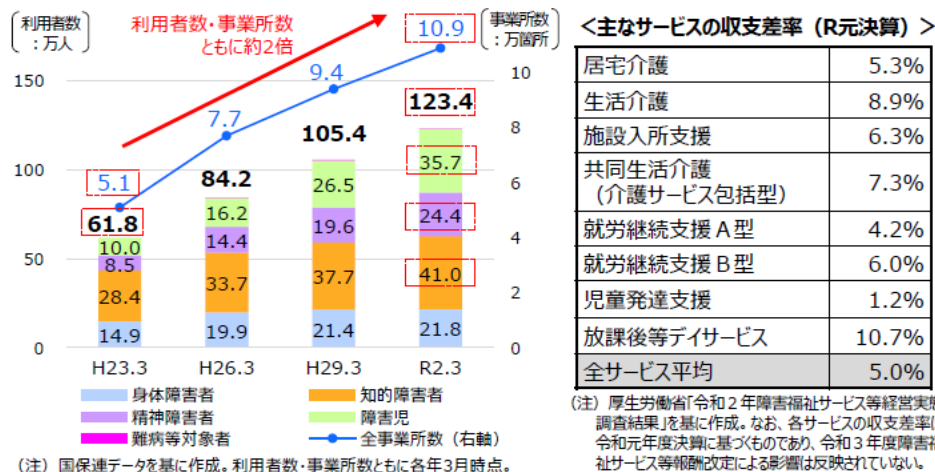
障害福祉サービス等予算・利用者数の推移

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で約2倍に増加しており、サービスの利用者数や事業所数も約2倍に増加。予算額の過去10年間平均の伸び率は、**社会保障関係費全体に比して約3倍**であり、著しく高い伸びを示している。(社会保障関係費全体の平均伸び率 2.4% ⇔ 障害福祉サービス等予算額の平均伸び率 8.4%)
- 総費用額の伸びを分析すると、利用者数の伸び率は、利用者1人当たり総費用額の伸び率に比して高くなっており、**利用者数の増加が予算額の増加に大きく寄与している**と考えられる。利用者数の増加については、**高齢化による影響は限定的**であり、**65歳未満の利用者数の増加の影響が大きくなっている**。
- 今後もサービス供給・需要の伸びが見込まれる中で、障害者が真に必要なサービスを効率的・重点的に提供していくためには、**サービスの利用者が急増している要因分析やサービスの提供実態の把握**を行った上で、**制度の持続可能性を確保**していくことが重要。

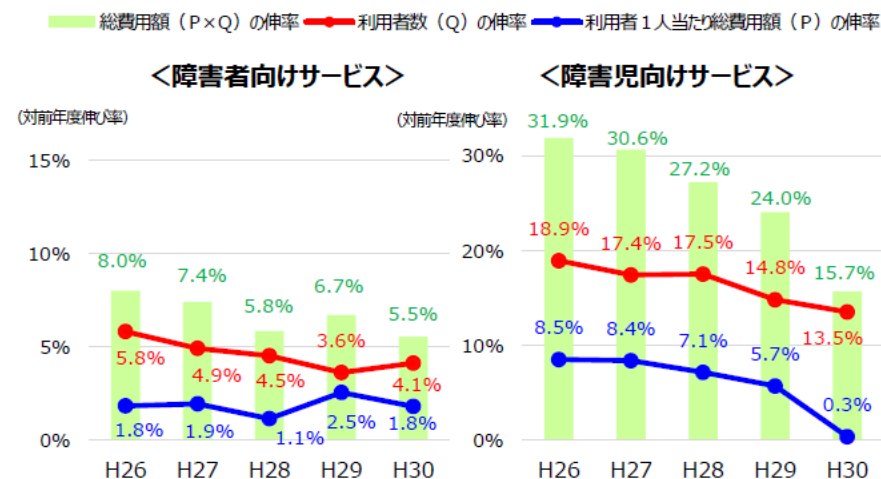
◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）



◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析



◆年齢別 利用者数の推移

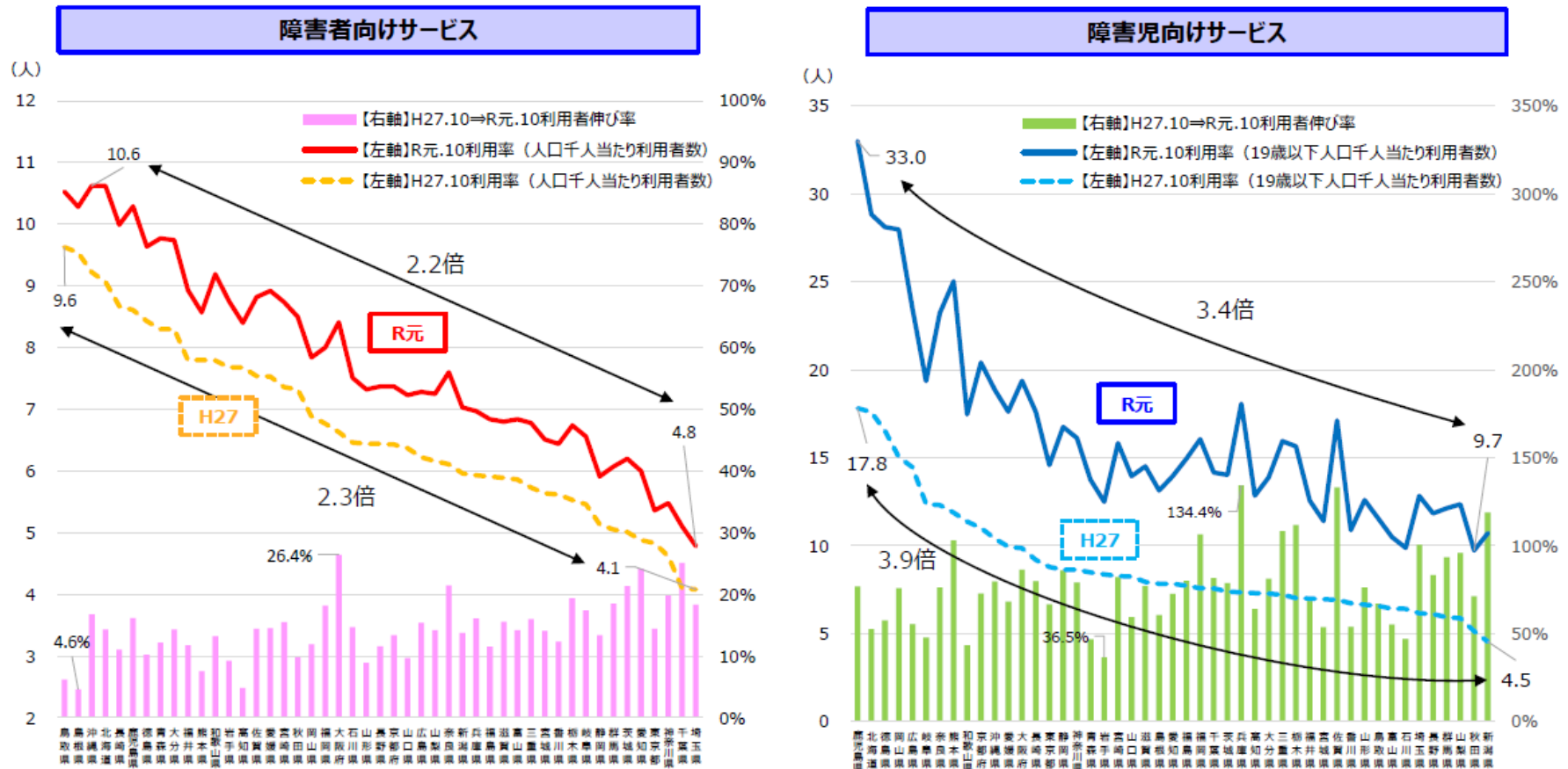
	H27.3	R2.3	増加人数 (増加率)
65歳以上	7.8万人	10.7万人	+2.8万人 (+36.1%)
18歳以上65歳未満	64.3万人	77.5万人	+13.1万人 (+20.4%)
18歳未満	19.1万人	35.2万人	+16.1万人 (+84.6%)
利用者数 合計	91.3万人	123.4万人	+32.1万人 (+35.2%)

(注) 国保連データを基に作成。

障害福祉サービス等における地域差①

○ 都道府県別に人口当たりの利用者数を比較すると、令和元年においては、**障害者向けサービスで最大2.2倍、障害児向けサービスで最大3.4倍の地域差**が存在しており、平成27年と比較しても、その傾向に大きな変化はない状況。

◆都道府県別 障害福祉サービス等の「人口千人当たり利用者数」の推移（平成27年10月⇒令和元年10月）

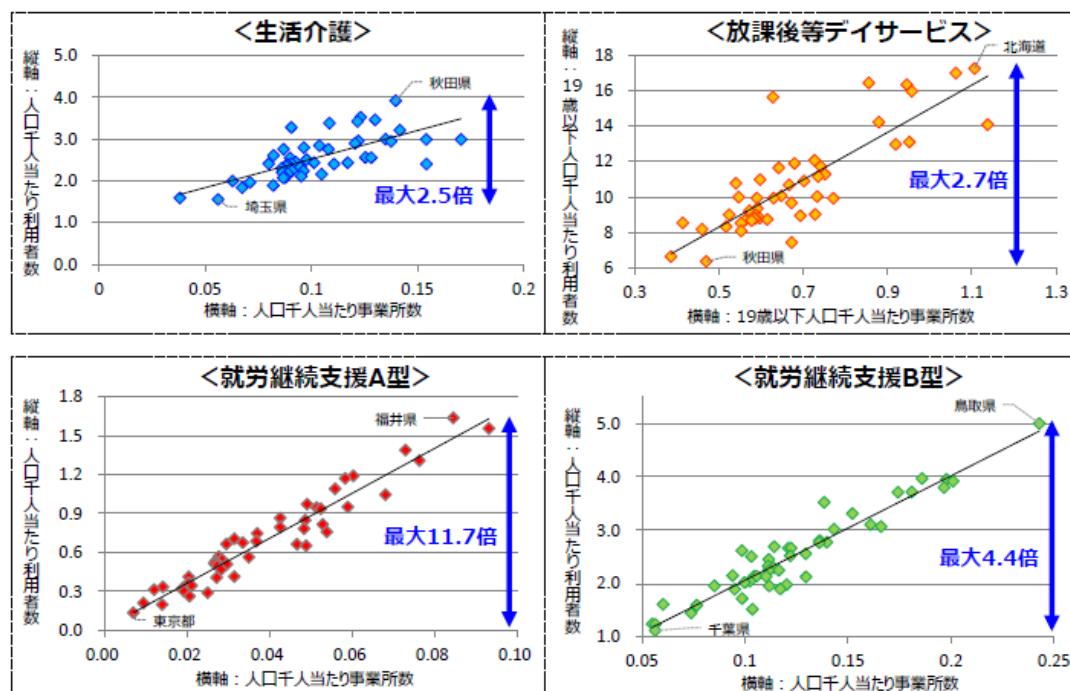


障害福祉サービス等における地域差②

- サービス別に見ても、人口当たりの利用者数には大きな地域差がある。当該地域差は、人口当たりの事業所数の地域差と相関が見られ、事業所数の増加が利用者数の増加につながっている可能性がある。
- 各自治体は3年に1度、各年度のサービス見込み量を定めた障害福祉計画・障害児福祉計画を作成する必要があるが、多くの自治体では、必ずしも地域の障害者・障害児の状態やニーズに基づいたものになっていない可能性がある。
- 障害者等が真に必要なサービスを身近な地域で受けられるよう、各自治体が地域の障害者等の状態やニーズを適切に把握した上でサービス見込み量を設定し、地域の実態を踏まえた事業所の指定を行うことにより、サービスの質を確保するとともに、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われるようにすべき。

(注) 就労継続支援A型・B型、生活介護、施設入所支援、放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児入所施設の各サービスについては、障害福祉計画・障害児福祉計画で定められたサービスの見込み量を上回る場合、当該サービスに係る事業所の新規指定を行わないことができる仕組み（総量規制）が設けられている。

◆都道府県別・サービス別 人口千人当たりの利用者数と事業所数の関係



(注) 利用者数・事業所数は令和元年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局「人口推計(令和元年10月1日現在)」に基づき作成。

鳥取県における取組例 (就労継続支援B型の指定に係る総量規制)

特定障害福祉サービス（就労継続支援B型）の指定に係る取扱いについて
(令和2年5月1日)

1. 背景

(前略) 本県の人口10万人当たりの就労継続支援B型事業所数は、21.9事業所（2017年時点）と全都道府県の中で一番多い事業所数であるにもかかわらず、依然として就労継続支援B型事業所は増加傾向にあり、障がい者へのサービスの質の低下等を生じることが懸念されるところである。

2. 総量規制の試行的な実施

上記のような背景から、就労継続支援B型のサービス指定に係る取扱い（以下「総量規制」という。）について、早急に検討すべき段階にあるという認識のもと、鳥取県地域自立支援協議会就労支援部会での検討も踏まえ、下記のとおり総量規制の方向性を定め、実施圏域及び地域において、総量規制を試行的に実施することにより、総量規制の実施に伴う課題の洗い出しや効果の検証等を行い、今後の取扱いを検討する。

(1) 総量規制の方向性

就労継続支援B型のサービス量が障害福祉計画に定めるサービス見込量に達している市町村	新たな指定（既に指定を受けている事業所のサービスの追加指定や定員を増加する場合を含む）は行わない。
就労継続支援B型のサービス量が障害福祉計画に定めるサービス見込量に達していない市町村	当該市町村における指定の必要性について市町村の意見を求め、これをサービス指定の際の参考とする。

(2) 実施圏域及び実施地域（略）

3. 実施期間等（略）

介護事業所の指定に係る保険者の関与の仕組み(全体像)

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成30年4月1日施行）により、地域マネジメントを推進するため、市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、以下のとおり条件付加や指定拒否の仕組みを追加した。

見直し前の関与の仕組み	都道府県指定のサービス	市町村指定のサービス
総量規制	・介護保険3施設 ・特定施設入居者生活介護	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設
公募制	—	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・(看護)小規模多機能型居宅介護
市町村協議制による 指定拒否・条件付加	・訪問介護 ・通所介護 (定巡・小多機等の普及の観点)	
条件付加	二	・地域密着型サービス全体(事業の適正な運営を図る観点)
なし	・上記以外の居宅サービス	—



見直し後の関与の仕組み	都道府県指定のサービス	市町村指定のサービス
総量規制	・介護保険3施設 ・特定施設入居者生活介護	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設
公募制	—	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・(看護)小規模多機能型居宅介護
市町村協議制による 指定拒否・条件付加	・訪問介護 ・通所介護 ・ 短期入所生活介護 (定巡・小多機等の普及の観点)	
指定拒否		・ 地域密着型通所介護 (定巡・小多機等の普及の観点)
条件付加	・ 居宅サービス全体 (市町村介護保険事業計画との調和の観点)	・地域密着型サービス全体(事業の適正な運営を図る観点)
なし	二	—

いわゆる介護保険の「総量規制」について

- 介護保険法又は老人福祉法に基づき、介護保険事業計画等に定めた定員数に既に達しているか、又は当該申請に係る指定等によってこれを超える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等をしないことができることとされている。

<対象サービス（地域密着型サービスを含む。）>

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | ・ ・ ・ 老人福祉法第15条第6項 |
| ・ 介護老人保健施設 | ・ ・ ・ 介護保険法第94条第5項 |
| ・ 介護医療院 | ・ ・ ・ 介護保険法第107条第5項 |
| ・ 介護専用型特定施設 | ・ ・ ・ 介護保険法第70条第4項 |
| ・ 認知症高齢者グループホーム | ・ ・ ・ 介護保険法第78条の2第6項第4号 |
| ※混合型特定施設（任意） | ・ ・ ・ 介護保険法第70条第5項 |

<根拠法令>

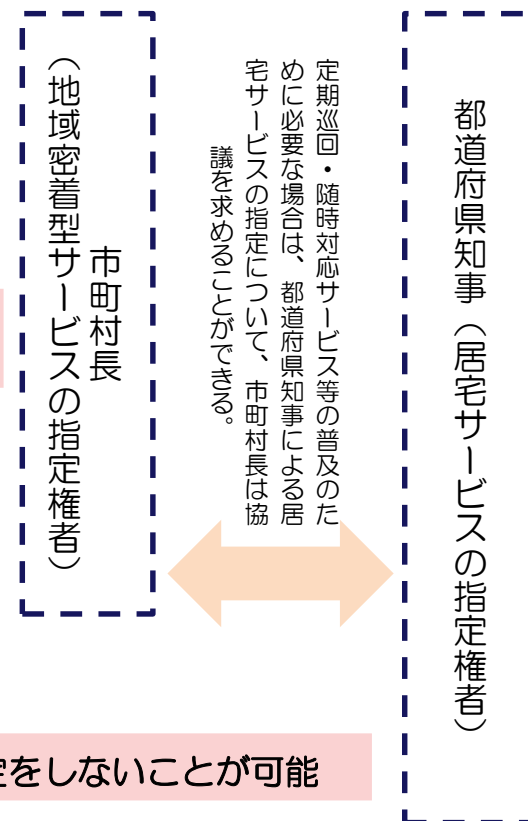
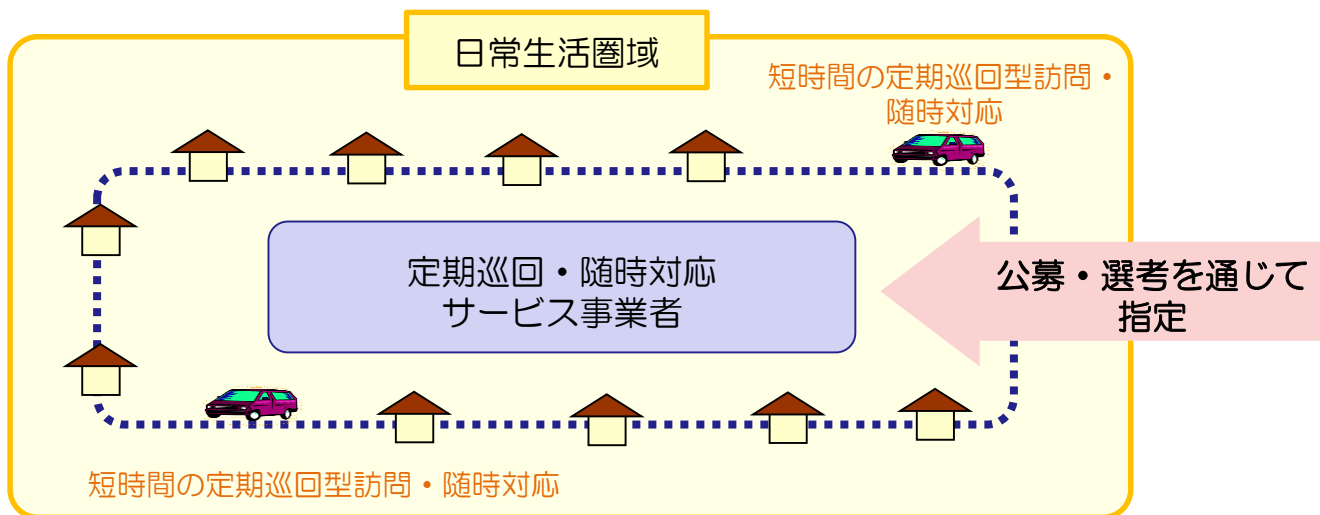
（介護保険法の改正により平成24年度以降、介護療養型医療施設の新設は認めないこととした）

地域密着型サービスにおける公募制、市町村協議制

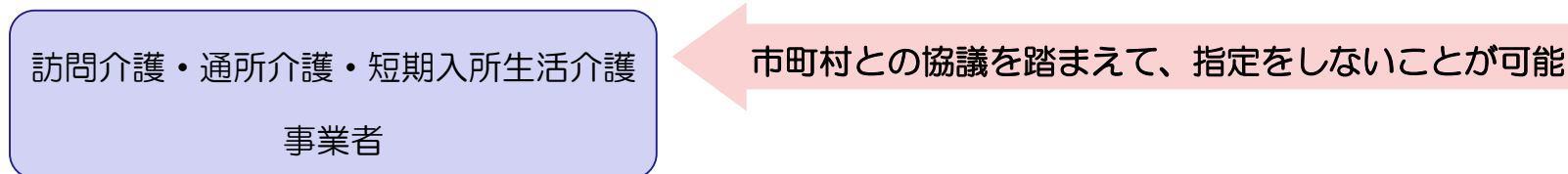
定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能等の普及のためには、事業者が日常生活圏域内で一体的にサービスを提供し、移動コストの縮減や圏域内での利用者の確実な確保を図ることが必要。

- ① 市町村長の判断により、公募を通じた選考によって、定期巡回・随時対応サービス等（在宅の地域密着型サービス）についての事業者指定を行えるようにする。【公募制】
- ② 定期巡回・随時対応サービス等の普及のために必要がある場合は、市町村長が都道府県知事に協議をした上で、都道府県知事は居宅サービスの指定をしないことを可能とする。【居宅サービス指定にあたっての市町村協議制】

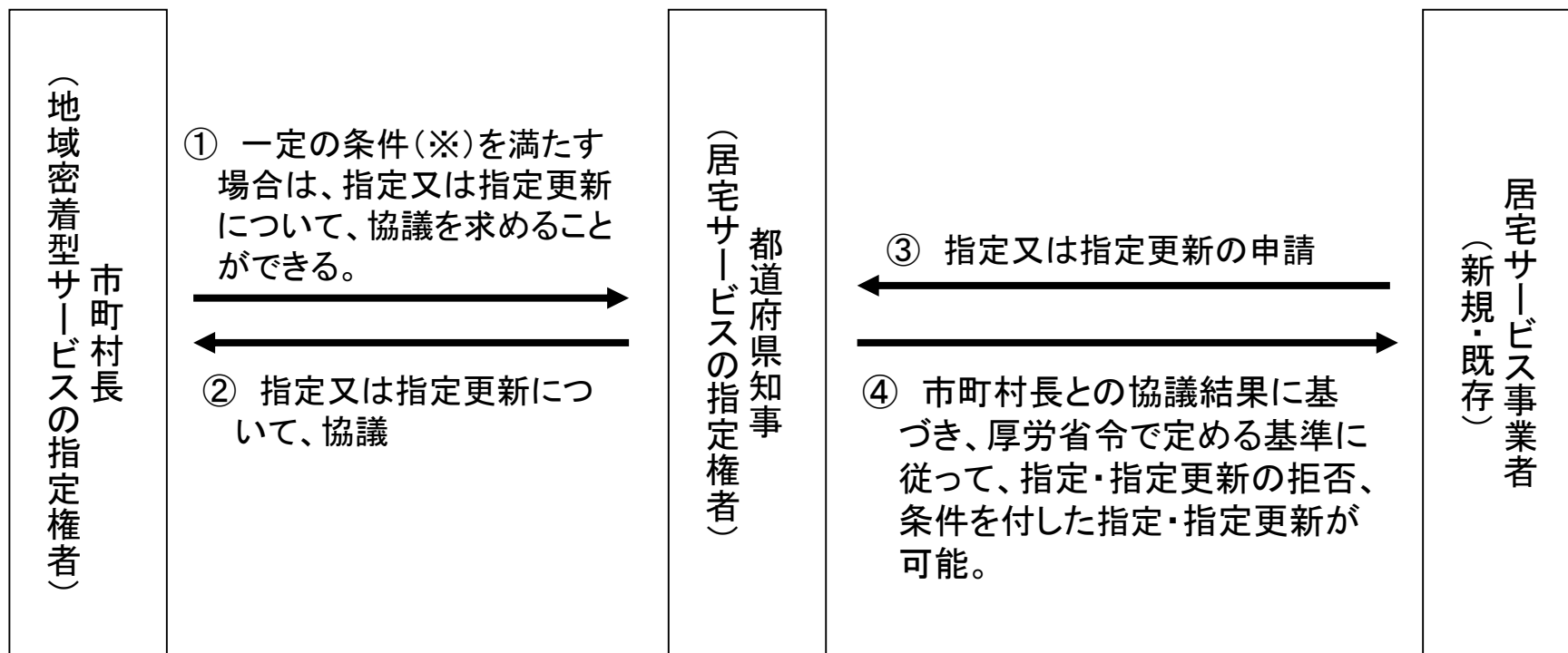
①公募制の導入(定期巡回・随時対応サービスの場合)



②居宅サービス指定にあたっての市町村協議制の導入



市町村協議制の基本スキームのイメージ図



※:(i)・(ii)のいずれにも該当している場合

(i)厚生労働省令で定める場合。

具体的には、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域内にある場合」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る公募指定を行っている場合」。

(ii)以下のいずれかに該当すると認めるとき

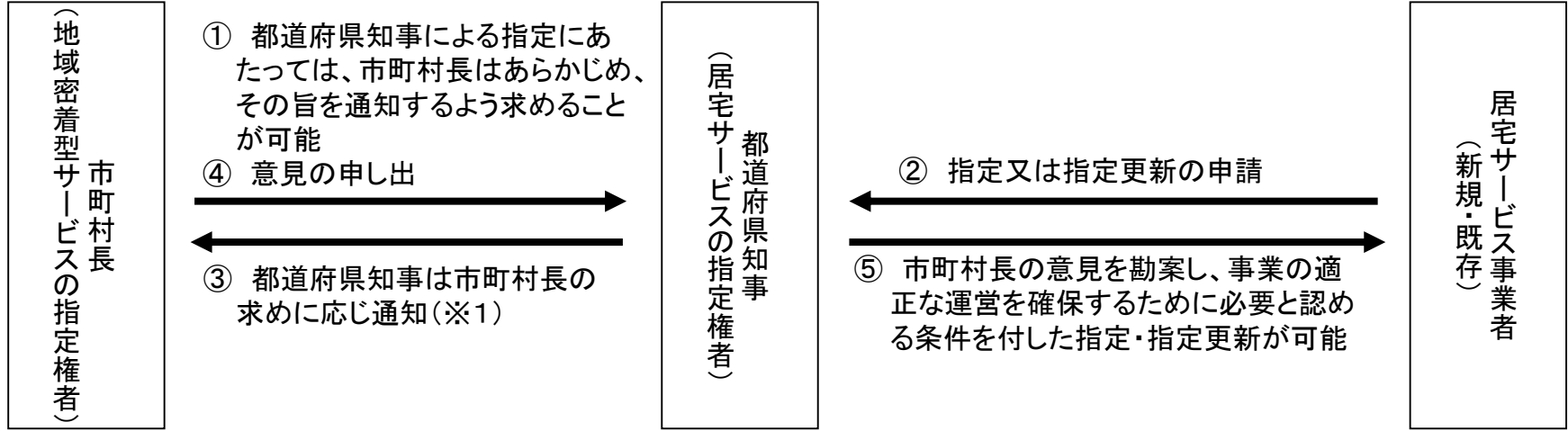
ア. 当該市町村又は当該市町村内の日常生活圏域における当該訪問介護・通所介護等の量が、市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している場合、又は申請に係る指定によって当該見込量を超えることになるとき

イ. アのほか、計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき

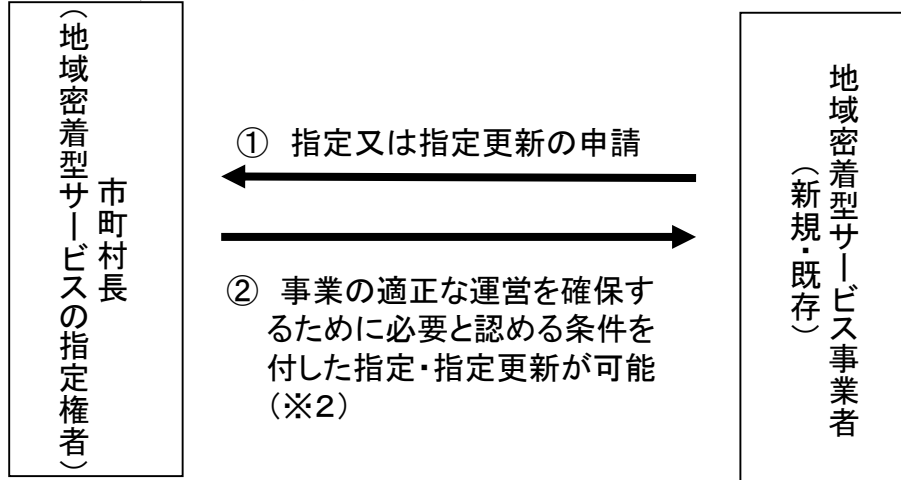
条件付加

- 都道府県知事が行う居宅サービス事業者の指定については、介護保険事業計画との調整を図る見地から、市町村長が一定程度関与できるよう、市町村長が都道府県知事に対して意見することができる仕組みや、都道府県知事が指定を行うにあたって条件を付することができる仕組みを設けている。
- また、市町村長が行う地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、市町村長は事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる仕組みを設けている。

(1) 都道府県が行う指定について



(2) 市町村長が行う指定について



※1 特定施設の指定にあたっては、必ず市町村長に、意見聴取を行わなければならない。

※2 地域密着型通所介護の指定にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護及び(看護)小規模多機能型居宅介護を更に普及させる観点から、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域内にある場合」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る公募指定を行っている場合」であって、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に市町村長は地域密着型通所介護の指定拒否が可能。

指定障害福祉サービス事業者の指定権限の移譲等について

【現状と課題】

- 令和元年の地方分権改革に関する提案において、以下の問題意識から、指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限を、都道府県知事から市町村長へ移譲するよう要望があった。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定権限は都道府県知事（※）が有しており、事業所が設置される市町村はどのような事業所が開設されるか分からない中で、障害福祉サービスの給付費の支払いを行っている。
- （※）なお、指定都市及び中核市については、指定障害福祉サービス事業者の指定権限が移譲されている。
- ・ また、事業所が不正を行った場合、行政処分は都道府県が行い、その処分に伴う返還金の請求事務は市町村で行うこととなっている。
 - ・ 上記のように、市町村が事業者の指定から監査、行政処分等を一貫して行えないため、市町村が主体的に事業者を管理することができない。
- これについては、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）において、当該権限を市区町村に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得ることとされた。

参考：令和元年 地方自治体からの提案内容（大府市）

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。

令和元年 地方からの提案等に関する対応方針（抄）（令和元年12月23日閣議決定）

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者（全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。）による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（36条、51条の2、51条の3、51条の4等）に係る事務・権限については、当該権限を市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【調査結果の概要】

○ 条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けていない市区町村においては、支援内容の質の確保や介護給付費等の支給の適正化等、権限移譲による改善が期待できると回答したのは26%だった一方、事務の権限の主体が異なる現状でも特に支障はなく、かつ、権限移譲による効果も想定されないと回答したのは68%(=883/1300自治体)だった。

○ また、指定権限等の移譲を受けていない市区町村のうち、権限移譲による支障や課題は想定されないと回答したのは2%だった一方、事務量の増加やノウハウの不足等、権限移譲による支障や課題が想定されると回答したのは98%だった。

○ なお、既に指定権限等の移譲を受けている中核市（※）及び条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けている市区町村においては、移譲されたいずれかの権限等について、支援内容の質の確保や介護給付費等の支給の適正化等、権限移譲による一定の効果があったと回答したのは、中核市では100%だった一方、条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けている市区町村では52.5%だった。

※ 平成31年4月より、業務管理体制の整備等の事務の権限を都道府県知事から中核市の市長に移譲している。

○ また、移譲されたいずれかの権限等について、事務量の増加やノウハウの不足等、権限移譲による支障や課題が生じていると回答したのは、中核市では92.3%だった一方、条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けている市区町村では100%だった。

○ なお、都道府県の回答では、権限移譲した場合の効果や支障の両面が想定されるとの指摘があった。

その他、一部の都道府県においては、事業者の指定の際に市区町村に事前確認をする等、都道府県と市区町村の連携に際し工夫が行われている。



【対応の方向性】

- 上記のとおり、指定権限等の移譲の効果は限定的であると考えられることから、
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定権限等を法改正により都道府県から市区町村へ移譲する対応は行わず、
 - ・ 条例によって個別に権限の移譲が可能であることや、調査結果で得られた都道府県と市区町村間の連携の好事例等を、自治体に対して周知する
- という方針で対応することとしてはどうか